

多文化共生社会の推進に関する要望

平成 2 0 年 1 1 月

多文化共生推進協議会

(群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市)

多文化共生社会の推進に関する要望

現在の日本には、就労を主目的に来日した南米日系人を始めとして、多くの外国人住民が生活しています。また、最近ではアジアを中心に、在留資格「研修」により来日する外国人も増加傾向にあります。

こうした外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方で、在留期間の長期化、定住化傾向が進んでいることから、労働、社会保障、医療、教育等の分野で様々な課題が顕在化しています。また、外国人研修・技能実習制度に関しては制度の趣旨と実態の乖離等による問題が発生しています。

外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、外国人住民と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる地域社会（多文化共生社会）づくりを推進していくため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいるところですが、根本的には出入国管理を始めとした諸制度を所管する国における積極的な対応が肝要です。

ついては、国において次の点について措置を講じられるよう求めます。

平成20年11月

多文化共生推進協議会

〔群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・
愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市〕

1 多文化共生社会を推進する国の体制の整備について

- (1) 多文化共生社会推進に関する施策について総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「多文化共生社会推進本部」等を設置し、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保すること。
- (2) 同推進本部において、政府の多文化共生の基本理念と施策の中長期的な方向性を示す「多文化共生社会推進大綱」等を策定すること。策定にあたっては、外国人の定住化という傾向を踏まえた外国人を受入れるための各種制度の構築について、検討を行うこと。
- (3) 将来的には、多文化共生社会の形成に向けた取組を推進するための政策を企画立案し、総合調整を行う専担組織及び特命担当大臣を内閣府に置くこと。

【要望の背景】

- (1) 現在、国においては、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」を始めとした様々な組織により、外国人を取巻く諸問題について検討がなされている。
- (2) 総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体へ多文化共生施策推進の方向性を提示しているが、国としての役割や地方自治体等との連携の在り方を示す明確な方針が依然として存在しない。
- (3) 多文化共生施策の推進について、企画立案、総合調整を行う専担組織がない。

2 在留外国人の台帳制度の整備等について

在留外国人の台帳制度の整備にあたっては、外国人の居住実態を正確に把握できるように実効性を確保するとともに、在留外国人に係る情報を国・県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みづくりを行うこと。また、新制度へ円滑に移行できるように国が十分な支援を行うこと。

【要望の背景】

外国人の在留に係る情報の相互照会・提供と外国人登録制度の見直しについて、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日策定、平成20年3月25日改定。)において言及されている。

現在の外国人登録制度においても、外国人による居住地変更の届出の制度運用が不十分な部分があるため、正確な居住実態が把握できていないケースがある。このため、新たな制度整備を行う場合には、実効性のある制度とする必要がある。

外国人への行政サービスに係る利便の増進を図り、国・県・市町村が連携して効果的な多文化共生社会づくりを推進していくためには、在留外国人に係る情報に関し、国の機関・県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みの整備を行う必要がある。

現在の外国人登録原票に記載された情報を新台帳へ移し替えるために必要な財政措置を行うなど、新制度へ円滑に移行できるように十分な支援が必要である。

3 外国人児童生徒等に対する教育の充実について

(1) 公立小中学校における外国人児童生徒の学習の機会保障について

外国人児童生徒に対する教育について、適応指導・日本語指導に関する体系的・総合的なガイドライン等の整備、教科学習の支援方策等を含めた基本的な方針を策定し、その考え方を活かした指導要領を作成するとともに、具体的な施策を講じること。

大学の教員養成課程に多文化共生教育及び日本語教育指導に関する内容を含めた授業科目を取り入れること。

外国人児童生徒の教育を担う専任教員の加配定数について、配置基準を明確化し基礎定数化することで充実するとともに、日本語指導の専門家による学校支援体制の整備を図ること。

外国人の子どもの不就学の状況について実態把握ができるシステムを確立し、公立小中学校、外国人学校等のいずれかの教育機関等で教育を受ける仕組みづくりを行うとともに、就学支援の充実を図るなど、不就学の解消に向けた取組を進めること。

(2) 外国人児童生徒等の高等学校教育を受ける機会保障について

中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人が、高等学校の入学資格を取得しやすくするために、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を1年間に複数回実施すること。

高等学校進学を希望する外国人児童生徒等への進学ガイダンス実施等、進路に関する情報について提供する仕組みのより一層の充実を図るとともに、外国人生徒を積極的に受け入れる体制づくりのための財政措置を講じること。

(3) 外国人の子どもへの教育に関する選択肢を実質的に広げるため、文部科学省が実施している外国人学校調査を全国規模で継続的に実施して外国人学校の実態把握に努め、外国人学校の教育環境の改善等に向けた検討を進めるとともに、本国政府からも外国人学校に対する応分の支援を求めること。

【要望の背景】

- (1) 保護者の在留形態や期間が多様なものとなっており、長期的な視野に立った外国人の子どもに対する教育方針の策定や教育体制の基盤整備が必要となっているが、国において明確な方針が定められていない。また、適応指導・日本語指導に関わるカリキュラムについては、その標準・基準とすべきものが十分に整備、普及されているとは言えず、指導内容や指導方法は各学校に委ねられているのが現状である。

外国人の子どもの指導には、教育に関する指導技術だけでなく、外国人児童生徒の置かれた立場やその文化的な背景の理解が必要であるが、そうした人材が不足している。

加配教員の制度は、外国人児童生徒の指導に欠かすことができないものであるが、未だ十分な配置ができておらず、更なる充実が必要である。

なお、専任教員の充実には時間がかかるため、日本語と母国語の両方がわかる人材を採用・育成し活用する必要もある。

公立小中学校、外国人学校等のいずれの教育機関等にも在学しない不就学の子どもが少なからず存在し、また、その実態を把握することができていない。

- (2) 中学校の卒業資格を持っていないなど就学機会に恵まれなかった、義務教育年齢を超えた在留外国人に多様な就学機会を用意することは、在留外国人の将来における職業選択の幅を広げ、彼らが日本で生活をしていくための自立支援にもなる。
- (3) 外国人学校に通う子どもは、高額な教材費負担、不十分な指導体制や設備、公的奨学金制度の未整備等、公立学校に通う子どもと比較して条件が悪い例が多い。また、外国人学校に対する本国政府からの支援が必ずしも受けられるわけではない。

4 外国人労働者の適正な雇用管理等の促進について

- (1) 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」について、事業主への一層の浸透を図るとともに、外国人労働者の適正な雇用・労働条件等を確保するよう指導監督を徹底して行い、実効性のあるものにする事。
- (2) 外国人研修・技能実習制度について、受入機関や企業への指導・監督を強化するなど、制度本来の趣旨に沿った実効性のあるものにする事。
- (3) 外国人の社会保険への加入を促進するため、諸外国との間で、更なる社会保障協定の締結を進める事。
- (4) 外国人労働者の労働・社会保険の加入の促進のため、特に間接雇用主に対して、事業所内で就労する派遣労働者及び請負労働者に係る労働・社会保険の加入確認の徹底を図るなど、必要な措置を講じる事。

【要望の背景】

- (1) 請負と労働者派遣の区別に関する基準が厳正に適用されず、業務請負事業者及び派遣事業者の下で数か月の契約期間で就労する外国人労働者に対する使用者責任があいまいになっている例が多い。

また、多数の不法就労者の存在が外国人の正規就労者の不安定な就労条件をつくる一因となっている。なお、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日策定、平成20年3月25日改定。)において不法就労者を雇用する事業主への厳格な対処に実効性が高まるよう出入国管理及び難民認定法を改正するとされている。

さらに、外国人労働者の日本社会への対応の円滑化を図るためには、企業が外国人労働者に対し、日本語教育及び日本の生活習慣等について理解を深めるための指導及び生活上の相談等に応じることが重要である。

- (2) 外国人研修・技能実習制度については、制度本来の趣旨から離れ、外国人が安価な労働力として利用されるケースが多く、また、就労環境等を巡るトラブルも発生、社会問題化していることから、早急な対策が求められる。
- (3) 年金の通算などが可能となる社会保障協定を締結していない国の出身者で、将来帰国することを前提に来日している外国人にとっては、保険料を支払うメリットが感じられない。

- (4) 外国人労働者の多くが派遣や請負などにより間接雇用主の事業所で就労している実態を踏まえれば、直接雇用主だけでなく、間接雇用主への働きかけも重要である。

5 外国人犯罪人に対する引渡し条約の締結等について

日本国内で犯罪を行った外国人の国外逃亡に関し、国は諸外国との間に「犯罪人引渡し条約」を締結し、また、日本国において犯罪者を裁くことができるよう働きかけ等を行うこと。

【要望の背景】

群馬県で起きた殺人事件や静岡県で起きた死亡ひき逃げ事件、強盗殺人事件等における国外逃亡した外国人容疑者について、相手国によって容疑者の起訴が相次いで行われるなど犯罪者の処罰について一定の進展が見られる。

しかし、日本で処罰される場合に比べ、量刑が軽くなる場合もあり、「逃げ得」などにより、被害者や遺族をはじめとする国民の感情に不満が残るなど、現行制度への不公平感が払拭されておらず、一部の外国人犯罪者のために多くの善良な外国人が偏見等の差別的視点で見られることもある。

6 情報・サービス提供の多言語化の推進について

外国人も社会の一員として日本人と同様に公共サービスを楽しみ生活できるような環境の実現に向けて、国において積極的に情報・サービス提供の多言語化を推進すること。

【要望の背景】

感染症対策情報、防火安全対策情報など、迅速に周知を図るべき情報についても適切な多言語化が図られていないものがある。また、情報提供の多言語化の推進にあたっては、正確、統一的及び効率的に提供する観点から、国において積極的な取組が期待される。